

香取広域市町村圏事務組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例

令和5年3月22日

条例第6号

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和46年香取広域市町村圏事務組合条例第6号）の全部を改正する。

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第4項の規定による職員の懲戒の手續及び効果については、香取市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成18年香取市条例第28号）の規定を準用する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。